

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人新形愛育会  
理事長 菅原 誠

### 令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領額の通知について

令和4年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、別紙「令和4年度の公定価格の額について」の表のとおりです。今後とも、園運営にご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

#### この通知について説明

- ・新形こども園の運営費は、国で定めた額から、保護者からの保育料を引いた額が、市から給付されます。
- ・この給付は、個人給付となっておりますが、確実に教育・保育に使うため、直接施設へ支払われることになっております(この仕組みを『法定代理受領』といいます)。
- ・そのため、施設は給付額を保護者に対してお知らせすることになっております。
- ・このお知らせにともなう、保護者への給付や追加徴収はありません。

令和5年7月7日

社会福祉法人新形愛育会  
理事長 菅原 誠 様  
(新形こども園)

鶴岡市健康福祉部子育て推進課

### 令和4年度の公定価格の額について

貴施設における令和4年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりとなりますので、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者へ通知くださいますようお願いいたします。

#### 【1号認定】

1人あたり 単価	4歳以上児	3歳児	満3歳児
4月	255,610	271,820	271,820
5月	255,610	271,820	271,820
6月	255,610	271,820	271,820
7月	194,140	210,350	259,420
8月	189,120	205,330	254,400
9月	185,230	201,440	250,510
10月	175,490	191,700	240,770
11月	176,700	192,910	241,980
12月	175,080	191,290	240,360
1月	175,080	191,290	240,360
2月	175,080	191,290	240,360
3月	183,090	199,300	248,370

(注1)月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算により算出されます。

(注2)副食費免除対象者は、上記の額に225円×給食実施日数の額を加算した額となります。

【2・3号】

1人あたり 単価	4歳以上児		3歳児		1、2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	69,000	62,960	84,680	78,640	124,760	118,720	204,540	198,500
5月	69,000	62,960	84,680	78,640	124,760	118,720	204,540	198,500
6月	68,910	62,870	84,590	78,550	124,670	118,630	204,450	198,410
7月	61,090	55,050	76,770	70,730	124,860	118,820	204,640	198,600
8月	61,090	55,050	76,770	70,730	124,860	118,820	204,640	198,600
9月	61,090	55,050	76,770	70,730	124,860	118,820	204,640	198,600
10月	55,720	49,680	71,400	65,360	127,500	121,460	207,280	201,240
11月	63,730	57,690	79,410	73,370	127,500	121,460	207,280	201,240
12月	63,730	57,690	79,410	73,370	127,500	121,460	207,280	201,240
1月	63,730	57,690	79,410	73,370	127,500	121,460	207,280	201,240
2月	63,730	57,690	79,410	73,370	127,500	121,460	207,280	201,240
3月	61,540	55,500	77,220	71,180	125,310	119,270	205,090	199,050

(注1)月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算により算出されます。

(注2)副食費免除対象者(3歳児クラス以上)は、上記の額に4,500円を加算した額となります。

(注3)施設が法定代理受領する額は、公定価格から各支給認定保護者が負担した利用者負担額(保育料)を差し引いた額となります。